

改正

令和4年9月1日

いわき市中央卸売市場卸売業務許可基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央卸売市場における卸売業者の業務許可について、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の2、いわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号）第4条の2及び第4条の3に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 卸売業者の業務の許可を受けることができる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 原則として、いわき市内に住所を有する者
- (2) 申請者の取扱品目の部類が、青果部に属する場合にあつては青果及びその加工品の販売業務に引き続き5年以上、水産物部に属する場合にあつては水産物及びその加工品の販売業務に引き続き10年以上の経験を有する者
- (3) 申請者が法人の場合にあつては、業務を執行する役員の過半数が第1号及び第2号に該当する者

(許可基準)

第3条 市長は、卸売業者の業務を許可するに当たっては、卸売業務を遂行するのに必要な資格要件等の書類審査及び実態調査を行い、条例第73条の2に規定する市場取引委員会の意見を聴取しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

附 則（令和4年9月1日）

この要綱は、令和4年9月1日から実施する。